

法定代理受領とは？

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援制度により、保育所等を利用する場合、保護者の皆さまは「施設型給付費」の支給認定を受けることになりました。

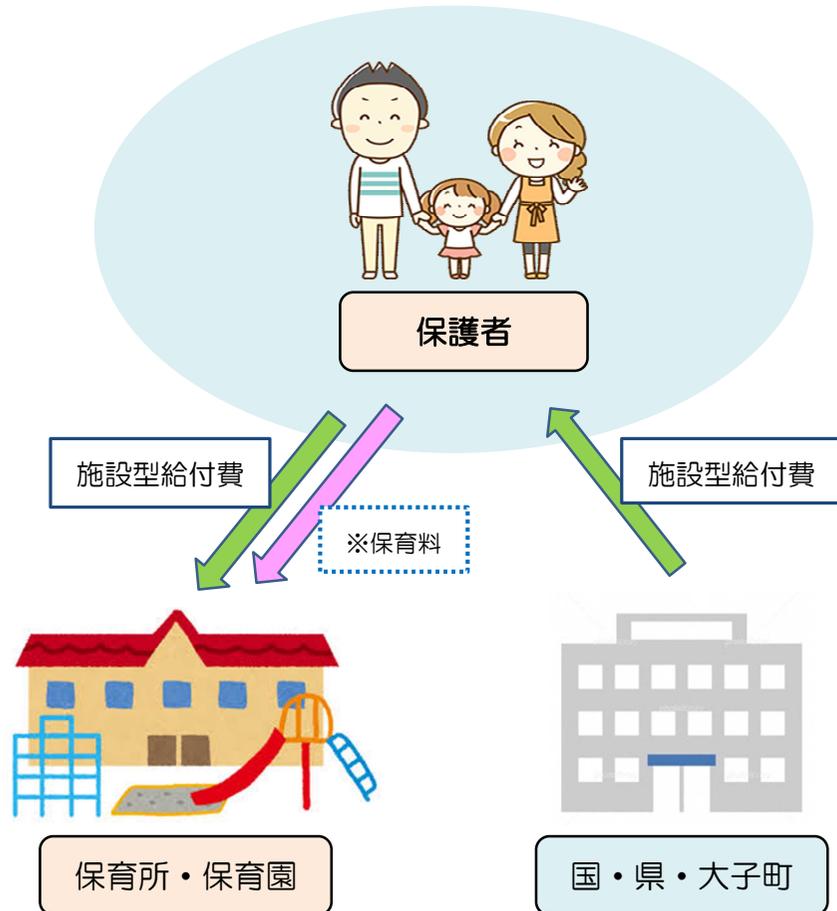
この施設型給付費は、支給認定を受けたお子さんが保育所等を利用した場合に、保育にかかる費用の全部又は一部を、「個人給付」として国・茨城県・大子町が利用者（保護者）に支払う制度となっています。【イメージ図1】

ただし、確実に保育にかかる費用に充てるため、実際には保護者の皆さまは保育料のみ保育所等に支払い（※）、残りの費用を施設型給付費として国・茨城県・大子町から保育所等に直接支払っています。【イメージ図2】 この仕組みを「法定代理受領」といいます。

（※）現在、大子町は保育料が無料のため、保育料を保育所等に支払うことはありません。

【イメージ図1】

本来の流れ



【イメージ図2】

実際の流れ

